

事業名	合併処理浄化槽設置事業費補助金
事業主体	富谷市

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	市内の公共下水道処理区域以外の区域にお住いで、その住宅に合併処理浄化槽を設置する方に対し、浄化槽の人槽区分に応じた補助を行うもの。
補助対象要件	<p>①延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に設置する浄化槽であること。</p> <p>②下水道区域外の区域であること。</p> <p>③浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽であること。</p> <p>④国土交通大臣が認定したもので、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録されている浄化槽であること。</p> <p>⑤処理対象人員が10人以下であること。</p> <p>⑥補助対象年度内に工事が完了し、当該年度の2月末までに実績報告を提出できること。</p>
補助金額等	<p>設置費用の3/4以内とする。</p> <p>ただし、人槽区分ごとに下記の金額を上限とする。</p> <p>5人槽 … 570,000円</p> <p>7人槽 … 712,000円</p> <p>10人槽 … 1,057,000円</p>
補助申請期間	随時受付
その他	
ホームページ	
お問合せ先	富谷市役所 市民生活部 生活環境課 022-358-0515 mail: seikatsu@tomiya-city.miyagi.jp

事業名	合併処理浄化槽維持管理費補助金
事業主体	富谷市

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	市内の公共下水道処理区域以外の区域にお住いで、その住宅に合併処理浄化槽を設置し、適正にその管理している者に対し、浄化槽の人槽区分に応じた補助を行うもの。
補助対象要件	<p>①延床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供する住宅に設置されている浄化槽であること。</p> <p>②下水道区域外の区域であること。</p> <p>③浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽であり、生物化学的酸素要求量（BOD）除去率が90%以上、放流水のBODが20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するものであること。</p> <p>④浄化槽法第10条第1項に規定する保守点検と清掃の維持管理が適正になされていること。</p> <p>⑤処理対象人員が10人以下であること。</p>
補助金額等	<p>人槽区分ごとに下記の金額を限度とする。</p> <p>5人槽 … 13,000 円</p> <p>6～7人槽 … 15,000 円</p> <p>8～10人槽 … 17,000 円</p>
補助申請期間	(申請) 管理年度の末日の翌日から1ヶ月以内
その他	
ホームページ	
お問合せ先	富谷市役所 市民生活部 生活環境課 022-358-0515 mail : seikatsu@tomiya-city.miyagi.jp

事業名	合併処理浄化槽設置資金融資斡旋
事業主体	富谷市

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	市内の公共下水道処理区域以外の区域において、その住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする方に対し、資金の融資を斡旋するもの。
補助対象要件	<p>①延床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供する建物の所有者又は占有者（所有者の承諾を得た場合に限り）である個人で次の各号に該当するものであること。</p> <p>(1)市税等滞納していないこと。</p> <p>(2)償還能力を有すること。</p> <p>(3)融資の斡旋の限度額に並び、連帯保証人（注1）を有すること。</p> <p>②下水道区域外の区域であること。</p> <p>③貸付を受けた日の属する月の翌月から36月以内において元金均等の方法により融資機関に償還を修了すること。</p>
補助金額等	<p>融資斡旋の限度額は1人1戸につき50万円とする。</p> <p>ただし、配水管の布設延長が50メートル以上である場合の限度額は、50万円に50万円を加えた額以内の額とする。</p> <p>融資斡旋に係る設置資金の利子は、市が補給する。</p> <p>融資斡旋先… 七十七銀行、仙台銀行、新みやぎ農協、古川信用組合</p>
補助申請期間	随時受付
その他	<p>（注1）連帯保証人の人数は限度額に並び次の人数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50万円 … 1人 ・51万円～100万未満 … 2人
ホームページ	
お問合せ先	富谷市役所 市民生活部 生活環境課 022-358-0515 mail : seikatsu@tomiya-city.miyagi.jp

事業名	富谷市下水道汚水ポンプ施設更新補助金
事業主体	富谷市

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	低宅地であるため、自然流下で汚水を公共下水道に排除することが困難な地域の家屋等において、公共下水道等を使用するために汚水ポンプ施設を更新する者に対して補助金を交付することにより生活環境の向上と公共水域の水質保全を図る。
補助対象要件	<p>①下水道法(昭和33年法律第79号)に規定する汚水処理区域内に家屋等を所有し、又は占有し、当該家屋等の敷地内に既に設置している汚水ポンプ施設を更新しようとする者であること。</p> <p>②当該土地の所有権及びその他の権利を有する者が、汚水ポンプ施設の更新について承諾していること。</p> <p>③水道料金及び下水道使用料並びに水道事業及び下水道事業により生ずる加入金、負担金、手数料等の滞納がないこと。</p> <p>④市税の滞納がないこと。</p> <p>⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものではないこと。</p>
補助金額等	<p>補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち次に掲げる経費とする。</p> <p>①事業に要する汚水ポンプ及び機材等の購入費</p> <p>②設置に係る工事費</p> <p>③設置に係る諸経費</p> <p>④設置に係る消費税</p> <p>(補助金額)</p> <p>補助金の額は、補助対象経費の合計額とする。</p> <p>・補助金の額は30万円を限度とする。</p> <p>・補助金の額の決定に当たっては、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>
補助申請期間	随時受付
その他	
ホームページ	
お問合せ先	富谷市役所 建設部 上下水道課 022-358-0530 mail:jyogesuidou@tomiya-city.miyagi.jp